

昭和三十五年四月十二日受領  
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆質三四第三号

昭和 三十五年 四月 十二日

内閣総理大臣 岸 信 介

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員西村関一君提出固定資産の評価基準改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員西村関一君提出固定資産の評価基準改定に関する質問に対する答弁書

固定資産評価制度調査会においては、二月十三日に「現在までの調査審議の結果」と題する新聞発表を行なったにとどまり、いまだなんらの答申がなされていない。

調査会における農地の評価基準に関する論議の概要は、右の新聞発表にもあるように、次のとおりである。

農地については、売買実例価格を基礎として評価する方法と耕作による収益額を資本還元して評価する方法が考えられるが、売買実例価格を基礎とし、収益力をも考慮して評価する方法によるべきであるという意見と、耕作による収益額を資本還元して得た額を基礎とし、売買実例価格をも参しやくして評価する方法によるべきであるという意見があつた。前者の理由とするところは、この評価方法が他の資産との評価の権衡を確保するに適切な方法であること。仮に収益額を資本還元して評価する方法によるものとした場合においては、その収益額の算定（特に自家労賃

のみかた)、資本還元率の決定等について客観的な基準が見いだし得ないこと等の諸点にあつた。また、後者の理由とするところは、わが国農業経営の実態からみて、農地の評価について売買実例価格を基礎とすることは適切でないこと、小作料統制、米価決定等の例からみて収益額を資本還元して評価する方式について客観的基準を見いだすことが必ずしも不可能ではないこと等の諸点にあつた。両意見については、なお、調査審議を継続し、その結論を求めるものとしてい

る。

以上のような審議状況であるが、同調査会は昭和三十六年三月三十一日まで置かれることになつていたので、本年度内には最終的な答申がなされる見込みである。

右答弁する。